平成２６年（フ）第１３２号
福井県鯖江市糺町15―５―１　レオパレスルーツリミテッド104、住民票上の住所福井県鯖江市神中町３丁目８番８号
債務者　内藤　幸代
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
福井市宝永４丁目19番12号　パセオ宝永30Ｃ、旧住所福井市茱崎町１番地58号
債務者　池見　正則
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
福井市みのり１丁目５番16号　ル・レーヴほのか705、旧住所福井市日之出４―１―９ニューシャンパーニュ203
債務者　永見　彌六
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
福井県越前市中津山町第38号13番地
債務者　白崎加代子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
福井県越前市中津山町第38号13番地
債務者　白﨑　雅之
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
福井市下荒井町第12号218番地　第２ハイツグロリア302
債務者　田谷　清紀
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3863番地　二反田団地２―38号
債務者　頼金　誠治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第３７号
佐賀県唐津市養母田517番地30
債務者　山﨑　　勉
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４４号
佐賀県唐津市七山滝川938番地１
債務者　岩永　斉之
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１４２号
青森市長島４丁目14番10号　エトワール長島101号小沢忠幸方
債務者　小沢　廣子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３７号
山口県岩国市美川町南桑15番地５　わかば台住宅１―１、住民票上の住所山口県岩国市錦見１丁目３番35号
債務者　葛原　和夫
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１７２号
大分県別府市京町２番19号　サンシティ京町405号
債務者　後藤久美子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７１号
兵庫県三田市乙原413番地20
債務者　蒲原　和子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
福島市北矢野目字原田64番地の13　矢野目アパート206号
債務者　鈴木美由紀（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１４４号
青森市浜館３丁目１番地50　Ｃグランセ浜館102
債務者　鈴木　友子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
青森県弘前市大字松森町163番地　ケアホームりんごの里松森
債務者　久保田牧子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第７５号
青森県弘前市大字百石町55番地１　コーポ陽だまり
債務者　工藤　　正
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部